

令和9年3月新規高等学校卒業者の就職に係る 推薦及び選考開始期日等について

令和8年2月16日（月）に全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討会議を開催し、令和9年3月に高校を卒業する生徒等の採用選考期日等について取りまとめました。

【新規高等学校卒業予定者の採用選考スケジュール】

- ハローワークによる求人申込書の受付開始 6月1日
※高校生を対象とした求人については、ハローワークにおいて求人の内容を確認したのち、学校に求人が提出されることとなる。
- 企業による学校への求人申込及び学校訪問開始 7月1日
- 学校から企業への生徒の応募書類提出開始 9月5日
- 企業による選考開始及び採用内定開始 9月16日

令和8年度における新規高卒者の応募・推薦に係る取扱いについて

～大阪府高等学校就職問題検討会議における検討結果～

高校生活から職業生活への移行について実態を把握し、課題を明らかにするための調査や新規高卒者の就職支援対策等について検討を行ってきた文部科学省と厚生労働省共同による「高校生の職業生活の移行に関する調査研究会」の最終報告を踏まえ、大阪府高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）を設置しているところですが、令和8年度における新規高卒者の求人・求職・就職に係る取扱いについて、次のとおり申し合わせを行いました。

[大阪府高等学校就職問題検討会議]

大阪府教育庁、堺市教育委員会、大阪府高等学校進路指導研究会、大阪私立高等学校進路指導研究会、都市立高等学校長会、大阪府商工労働部、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、大阪府中小企業団体中央会、一般社団法人大阪府雇用開発協会、大阪労働局

◆令和8年度における新規高卒者の応募・推薦に係る取扱いについて◆

1 複数応募の開始時期等について

- 令和8年9月16日の選考開始日以降1人2社までとする。

2 複数応募が可能な求人について

- 指定校求人以外の公開求人とするが、求人者が併願者の応募を可とする求人に限る。

3 複数応募が可能な生徒について

- 指定校求人に応募していない者。
- 公開求人の求人者が併願者の応募を不可としている求人票に応募していない者。
- 応募時点において、採用が内定していない者。

4 採用選考等について

- 求人者は学校を通じて生徒から応募があった場合、速やかに採用選考を行うこと。また、選考結果についても速やかに学校を通じて生徒に通知すること。
- 求人者は求人数を上回る採用内定を出した場合でも内定の承諾があった内定者全員を雇用すること。
- 求人者は単願・併願のみをもって採用選考の判断基準としないこと。

5 生徒の意思表示について

- 生徒は内定通知受領後、速やかに内定の承諾について学校を通じて求人者へ通知すること。
なお、2社から内定を受けた場合は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退の通知を、速やかに学校を通じて行うこと。

事業主の皆様へ

令和9年3月新規高等学校卒業予定者の 「応募前職場見学会」・「応募・推薦の取扱い」について

新規高卒者の採用につきまして、格別のご配慮をいただきお礼申し上げます。

さて、大阪府内におきましては、就職希望者が応募する前に職場を見学し、業務内容等を理解した上で、応募先事業所を選定できるよう「応募前職場見学会」を実施しております。

また、選考開始日につきましては、令和8年9月16日（応募書類の提出は9月5日）以降となっております。

公正な採用選考の観点から、下記にご留意の上、高校生の採用にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、初めて新規高卒者の採用を検討される事業主の皆様など、ご不明な点がございましたら管轄ハローワークまでご相談ください。

記

1 応募前職場見学について

(1) 応募前職場見学会(以下「職場見学」という。)は、就職希望者が応募先事業所を決定するにあたり、実際の業務内容や職場の雰囲気等について理解をした上で応募できるよう、事業所と高等学校との協力のもと実施されることとなっております。

(2) 職場見学の受入れをしていただく場合、事前打合せを行うため当該高等学校より連絡があります。

なお、可能な限り職場見学の受入れ日について、特定日を指定してください。また、学校行事等の都合により参加できないこともありますので、7月下旬以降に予備日も含めた複数の日を指定いただきますようお願いいたします。

(3) 受入れの可否については、求人申込書の「応募前職場見学」欄の「可・否」のいずれかを選択いただきます。

- ・「可」で随時受入れ可能な場合については、「随時」を選択してください。
- ・「可」で特定日を指定いただける場合は「補足事項欄参照」を選択し、「応募前職場見学実施予定表」(以下「実施予定表」という。)(様式16号)を添付していただきます。
- ・受入れが「否」・「可(随時)」の場合については、「実施予定表」の添付は必要ありません。

(4) 「職場見学」は採用選考ではありませんので、本人への質問やアンケート等を行わないようにしてください。また、参加生徒の名前等の個人情報は聴取しないでください（安全衛生及びセキュリティ上必要のある場合を除く。なお、生徒があいさつとして、学校名・名前を名乗る場合がありますが、採用選考の材料としないでください。）。

学校等に関する質問は、別途学校にお問い合わせください。

なお、見学者からの質問はできるだけ回答いただきますようお願いいたします。

(5) 見学者は高校生であり、未体験の職場を見学するにあたり、極度に緊張していることもありますので、「職場見学」での言動でもって採用選考の結果が左右されることのないよう、また、日程の都合等で参加できなかった者が応募した際、そのことが理由で採用選考の結果が左右されることのないようお願いいたします。

また、「職場見学」の実施においては、人事担当者のみならず、当日の説明担当者に対しても「事前選考」に繋がらないよう、応募前職場見学の趣旨について周知をお願いいたします。

2 応募・推薦の取扱いについて

選考開始日である令和8年9月16日から1人2社までの複数応募・推薦を可能としております。

ただし、求人者の意向を考慮し、求人者が1人1社での応募・推薦を希望する求人については、複数応募・推薦はできないこととなっており、複数応募・推薦の可否について、管轄ハローワークより確認させていただきます。

(1) 併願者の応募を可能とする場合は、原則として全国公開となります。

(2) 複数応募が可能な生徒は、以下のいずれにもあたる生徒です。

①指定校求人に応募していない者。

②公開求人の求人者が併願者の応募を不可としている求人票に応募していない者。

③いずれかの求人票に応募し、採用が内定していない者。

(3) 採用選考の実施及び、選考結果の通知は速やかにお願いいたします。

なお、単願・併願のみをもって採用選考の判断基準とされないようお願いいたします。

(4) 応募に必要な近畿高等学校統一用紙「履歴書」の作成方法は、パソコン等で作成することを可能としているため、作成の方法によって不利益な取扱いを行わないようお願いいたします。

(5) 内定通知を受けた生徒は、内定の承諾について学校を通じて連絡することとしております。

なお、2社から内定を受けた生徒は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退の通知を、速やかに学校を通じて行います。

また、求人数を上回る採用内定を出された場合においても、内定の承諾があった生徒全員を雇用させていただきます。

令和8年2月

大阪労働局

大阪府教育庁

令和7・8年度における新規高卒者の応募・推薦に係る取扱いについて

～大阪府高等学校就職問題検討会議における検討結果～

高校生活から職業生活への移行について実態を把握し、課題を明らかにするための調査や新規高卒者の就職支援対策等について検討を行ってきた文部科学省と厚生労働省共同による「高校生の職業生活の移行に関する調査研究会」の最終報告を踏まえ、大阪府高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）を設置しているところですが、令和7・8年度における新規高卒者の求人・求職・就職に係る取扱いについて、次のとおり申し合わせを行いました。

[大阪府高等学校就職問題検討会議]

大阪府教育庁、堺市教育委員会、大阪府高等学校進路指導研究会、大阪私立高等学校進路指導研究会、都市立高等学校長会、大阪府商工労働部、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、大阪府中小企業団体中央会、一般社団法人大阪府雇用開発協会、大阪労働局

◆令和7・8年度における新規高卒者の応募・推薦に係る取扱いについて◆

1 複数応募の開始時期等について

- 令和7・8年9月16日の選考開始日以降1人2社までとする。

2 複数応募が可能な求人について

- 指定校求人以外の公開求人とするが、求人者が併願者の応募を可とする求人に限る。

3 複数応募が可能な生徒について

- 指定校求人に応募していない者。
- 公開求人の求人者が併願者の応募を不可としている求人票に応募していない者。
- 応募時点において、採用が内定していない者。

4 採用選考等について

- 求人者は学校を通じて生徒から応募があった場合、速やかに採用選考を行うこと。また、選考結果についても速やかに学校を通じて生徒に通知すること。
- 求人者は求人数を上回る採用内定を出した場合でも内定の承諾があった内定者全員を雇用すること。
- 求人者は単願・併願のみをもって採用選考の判断基準としないこと。

5 生徒の意思表示について

- 生徒は内定通知受領後、速やかに内定の承諾について学校を通じて求人者へ通知すること。
なお、2社から内定を受けた場合は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退の通知を、速やかに学校を通じて行うこと。

事業主の皆様へ

令和~~8~~9年3月新規高等学校卒業予定者の 「応募前職場見学会」・「応募・推薦の取扱い」について

新規高卒者の採用につきまして、格別のご配慮をいただきお礼申し上げます。

さて、大阪府内におきましては、就職希望者が応募する前に職場を見学し、業務内容等を理解した上で、応募先事業所を選定できるよう「応募前職場見学会」を実施しております。

また、選考開始日につきましては、令和~~7~~8年9月16日（応募書類の提出は9月5日）以降となっております。

公正な採用選考の観点から、下記にご留意の上、高校生の採用にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、初めて新規高卒者の採用を検討される事業主の皆様など、ご不明な点がございましたら管轄ハローワークまでご相談ください。

記

1 応募前職場見学について

(1) 応募前職場見学会(以下「職場見学」という。)は、就職希望者が応募先事業所を決定するにあたり、実際の業務内容や職場の雰囲気等について理解をした上で応募できるよう、事業所と高等学校との協力のもと実施されることとなっております。

(2) 職場見学の受入れをしていただく場合、事前打合せを行うため当該高等学校より連絡があります。

なお、可能な限り職場見学の受入れ日について、特定日を指定してください。また、学校行事等の都合により参加できないこともありますので、7月下旬以降に予備日も含めた複数の日を指定いただきますようお願いいたします。

(3) 受入れの可否については、求人申込書の「応募前職場見学」欄の「可・否」のいずれかを選択いただきます。

- ・「可」で随時受入れ可能な場合については、「随時」を選択してください。
- ・「可」で特定日を指定いただける場合は「補足事項欄参照」を選択し、「応募前職場見学実施予定表」（以下「実施予定表」という。）(様式16号)を添付していただきます。
- ・受入れが「否」・「可（随時）」の場合については、「実施予定表」の添付は必要ありません。

(4) 「職場見学」は採用選考ではありませんので、本人への質問やアンケート等は行わないようにしてください。また、参加生徒の名前等の個人情報は聴取しないでください（安全衛生及びセキュリティ上必要のある場合を除く。なお、生徒があいさつとして、学校名・名前を名乗る場合がありますが、採用選考の材料としないでください。）。

学校等に関する質問は、別途学校にお問い合わせください。

なお、見学者からの質問はできるだけ回答いただきますようお願いいたします。

(5) 見学者は高校生であり、未体験の職場を見学するにあたり、極度に緊張していることもありますので、「職場見学」での言動でもって採用選考の結果が左右されることのないよう、また、日程の都合等で参加できなかった者が応募した際、そのことが理由で採用選考の結果が左右されることのないようお願いいたします。

また、「職場見学」の実施においては、人事担当者のみならず、当日の説明担当者に対しても「事前選考」に繋がらないよう、応募前職場見学の趣旨について周知をお願いいたします。

2 応募・推薦の取扱いについて

選考開始日である令和7-8年9月16日から1人2社までの複数応募・推薦を可能としております。

ただし、求人者の意向を考慮し、求人者が1人1社での応募・推薦を希望する求人については、複数応募・推薦はできないこととなっており、複数応募・推薦の可否について、管轄ハローワークより確認させていただきます。

(1) 併願者の応募を可能とする場合は、原則として全国公開となります。

(2) 複数応募が可能な生徒は、以下のいずれにもあたる生徒です。

①指定校求人に応募していない者。

②公開求人の求人者が併願者の応募を不可としている求人票に応募していない者。

③いずれかの求人票に応募し、採用が内定していない者。

(3) 採用選考の実施及び、選考結果の通知は速やかにお願いいたします。

なお、単願・併願のみをもって採用選考の判断基準とされないようお願いいたします。

(4) 応募に必要な近畿高等学校統一用紙「履歴書」の作成方法は、パソコン等で作成することを可能としているため、作成の方法によって不利益な取扱いを行わないようお願いいたします。

なお、いずれの方法で作成する場合であっても署名については自筆となります。

(5) 内定通知を受けた生徒は、内定の承諾について学校を通じて連絡することとしております。

なお、2社から内定を受けた生徒は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退の通知を、速やかに学校を通じて行います。

また、求人数を上回る採用内定を出された場合においても、内定の承諾があった生徒全員を雇用させていただきます。

令和7-8年2月

大阪労働局

大阪府教育庁

令和8年1月7日

令和7年度 大阪府高等学校就職問題検討会議における文言の趣旨について

大阪府高等学校進路指導研究会
会長 藤原 清隆
(大阪府立長尾高等学校・校長)
委員長 高野 雄平
(大阪府立阪南高等学校・教諭)
事務局長 小川 敏和
(大阪府立東住吉総合高等学校・教諭)

日頃より、大阪府内の新規高等学校卒業予定者(以下、新規高卒者)の応募前職場見学会ならびに採用選考についてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、令和7年度の就職問題検討会議におきまして、令和8年度に向けた関連文書の作成にあたり、以下の2点に関する内容の追記をお願いしたく存じます。加筆内容の趣旨についてご理解いただきますとともに、今後も大阪府の新規高卒者の採用ならびに就職活動にあたり、引き続きご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

①採用選考の実施形態について

大阪府においては、令和4年度から複数応募を可能とする公開求人に関し、選考開始日より一人2社までの応募が可能となりました。しかしながら、大学・短大生等とは大きく異なり、新規高卒者は一度に応募できる機会が限られています。そのため、期間において一次選考・二次選考を実施される場合、内定を得られなかった際には次の応募機会を失うおそれがあり、甚だしく不利を被ることになります。

そこで、本研究会も参加する近畿高等学校進路指導連絡協議会では、各事業主様に対し、採用選考は1日で完了していただくこと、やむを得ず2日にわたる場合でも連続した日程で実施していただくようお願いしています。このため、各事業所におかれては、多くの場合1回の面接で応募者の適性等を見極め、可否を判断いただいているところです。

近年は、デジタル化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の一環として、オンライン面接の実施や、適性検査の学校委託といった、直接応募者と対面せずに選考を実施されるケースが増えています。

近年、タイムパフォーマンスやコストパフォーマンスといった言葉が社会的に認知され、様々な場面で短縮や削減が好まれる傾向が強まっていることと拝察いたします。本研究会としましては、決してデジタル化を否定するものではありません。しかしながら、多くの新規高卒者にとって採用選考は一度きりの大切な機会であることを鑑み、コロナ禍以前のように直接対面での面接実施を強く要望いたします。

また、適性検査についても、学校への委託を前提とするのではなく、面接と併せて企業においてご実施いただくことを重ねて強くお願い申し上げます。

さらに、オンライン面接による採用選考を検討される場合は、予め直接学校と協議した後、実施形態をお決めいただくようお願いいたします。

②生徒が作成する履歴書の作成方法について

今年度より、応募にあたって生徒が作成する履歴書について、従来の手書きによる作成に加え、PC入力による作成も可能となりました。しかしながら、今年度、一部の求人票において履歴書の作成方法を指定されているケースが見受けられました。つきましては、次年度以降、事業所様が求人内容をハローワークに提出される際には、手書きかPC入力かに関わらず、履歴書の作成方法を指定されませんよう、特段のご配慮をお願いいたします。

その理由は以下の3点です。

1. 各学校の指導方針に基づいて作成をしている

→PC入力による作成が可能になっても、教育的意図から、手書きでの作成を推奨している学校は多くあります。また、手書きの方が思いや気持ちを伝えやすいと考える生徒や指導者もおり、生徒の実態に応じ、手書きでの作成のほうがスムーズに指導できる場合もあります。

2. 学校の設備面での制約

→府立学校では、生徒に対し Google 社の Chromebook が配布されていますが、近畿2府4県で共通使用している「就職者用近畿高等学校統一応募用紙」はMicrosoft社の Word または Excel 形式です。Googleのドキュメントやスプレッドシート形式のフォーマットはなく、また、Microsoft社のソフトを搭載したPCを備えた教室は各校に1教室(約40台)しかありません。就職希望者が多い学校ではPC入力による作成のスケジュールを組むことが物理的に困難であり、結果として手書きでの作成を進めざるを得ないケースがあります。

3. 人権的な配慮

→昨年度までは手書きでの作成を原則としていましたが、これまでも「人権的な配慮が必要な場合には、PC 入力による作成を可能とする」という申し合わせをしておりました。事業所様が履歴書の作成方法を指定されると、このような人権的な配慮が困難になります。

これらの趣旨につきまして、ご理解いただき、令和8年度以降、ご対応くださいますよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。

令和8年度における新規高卒者の応募・推薦に係る取扱いについて

～大阪府高等学校就職問題検討会議における検討結果～

高校生活から職業生活への移行について実態を把握し、課題を明らかにするための調査や新規高卒者の就職支援対策等について検討を行ってきた文部科学省と厚生労働省共同による「高校生の職業生活の移行に関する調査研究会」の最終報告を踏まえ、大阪府高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）を設置しているところですが、令和8年度における新規高卒者の求人・求職・就職に係る取扱いについて、次のとおり申し合わせを行いました。

[大阪府高等学校就職問題検討会議]

大阪府教育庁、堺市教育委員会、大阪府高等学校進路指導研究会、大阪私立高等学校進路指導研究会、都市立高等学校長会、大阪府商工労働部、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、大阪府中小企業団体中央会、一般社団法人大阪府雇用開発協会、大阪労働局

◆令和8年度における新規高卒者の応募・推薦に係る取扱いについて◆

1 複数応募の開始時期等について

- 令和8年9月16日の選考開始日以降1人2社までとする。

2 複数応募が可能な求人について

- 指定校求人以外の公開求人とするが、求人者が併願者の応募を可とする求人に限る。

3 複数応募が可能な生徒について

- 指定校求人に応募していない者。
- 公開求人の求人者が併願者の応募を不可としている求人票に応募していない者。
- 応募時点において、採用が内定していない者。

4 採用選考等について

- 求人者は学校を通じて生徒から応募があった場合、速やかに採用選考を行うこと。また、選考結果についても速やかに学校を通じて生徒に通知すること。面接の実施形態については、対面での実施を基本とし、オンラインでの実施が必要な場合には必ず学校と相談の上、決定すること。
- 求人者は求人数を上回る採用内定を出した場合でも内定の承諾があった内定者全員を雇用すること。
- 求人者は単願・併願のみをもって採用選考の判断基準としないこと。

5 応募書類の受け取りについて

- 履歴書の作成方法については、各校の指導方針に基づいて生徒が作成しているため、事業所のほうで履歴書の作成方法（手書きまたはPC入力）を指定しないこと。

6 生徒の意思表示について

- 生徒は内定通知受領後、速やかに内定の承諾について学校を通じて求人者へ通知すること。なお、2社から内定を受けた場合は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退の通知を、速やかに学校を通じて行うこと。

事業主の皆様へ

令和9年3月新規高等学校卒業予定者の 「応募前職場見学会」・「応募・推薦の取扱い」について

新規高卒者の採用につきまして、格別のご配慮をいただきお礼申し上げます。

さて、大阪府内におきましては、就職希望者が応募する前に職場を見学し、業務内容等を理解した上で、応募先事業所を選定できるよう「応募前職場見学会」を実施しております。

また、選考開始日につきましては、令和8年9月16日（応募書類の提出は9月5日）以降となっております。

公正な採用選考の観点から、下記にご留意の上、高校生の採用にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、初めて新規高卒者の採用を検討される事業主の皆様など、ご不明な点がございましたら管轄ハローワークまでご相談ください。

記

1 応募前職場見学について

(1) 応募前職場見学会(以下「職場見学」という。)は、就職希望者が応募先事業所を決定するにあたり、実際の業務内容や職場の雰囲気等について理解をした上で応募できるよう、事業所と高等学校との協力のもと実施されることとなっております。

(2) 職場見学の受入れをしていただく場合、事前打合せを行うため当該高等学校より連絡があります。

なお、可能な限り職場見学の受入れ日について、特定日を指定してください。また、学校行事等の都合により参加できないこともありますので、7月下旬以降に予備日も含めた複数の日を指定いただきますようお願いいたします。

(3) 受入れの可否については、求人申込書の「応募前職場見学」欄の「可・否」のいずれかを選択いただきます。

- ・「可」で随時受入れ可能な場合については、「随時」を選択してください。
- ・「可」で特定日を指定いただける場合は「補足事項欄参照」を選択し、「応募前職場見学実施予定表」(以下「実施予定表」という。)(様式16号)を添付していただきます。
- ・受入れが「否」・「可(随時)」の場合については、「実施予定表」の添付は必要ありません。

(4) 「職場見学」は採用選考ではありませんので、本人への質問やアンケート等を行わないようにしてください。また、参加生徒の名前等の個人情報は聴取しないでください（安全衛生及びセキュリティ上必要のある場合を除く。なお、生徒があいさつとして、学校名・名前を名乗る場合がありますが、採用選考の材料としないでください。）。

学校等に関する質問は、別途学校にお問い合わせください。

なお、見学者からの質問はできるだけ回答いただきますようお願いいたします。

(5) 見学者は高校生であり、未体験の職場を見学するにあたり、極度に緊張していることもありますので、「職場見学」での言動でもって採用選考の結果が左右されることのないよう、また、日程の都合等で参加できなかった者が応募した際、そのことが理由で採用選考の結果が左右されることのないようお願いいたします。

また、「職場見学」の実施においては、人事担当者のみならず、当日の説明担当者に対しても「事前選考」に繋がらないよう、応募前職場見学の趣旨について周知をお願いいたします。

2 応募・推薦の取扱いについて

選考開始日である令和8年9月16日から1人2社までの複数応募・推薦を可能としております。

ただし、求人者の意向を考慮し、求人者が1人1社での応募・推薦を希望する求人については、複数応募・推薦はできないこととなっており、複数応募・推薦の可否について、管轄ハローワークより確認させていただきます。

(1) 併願者の応募を可能とする場合は、原則として全国公開となります。

(2) 複数応募が可能な生徒は、以下のいずれにもあたる生徒です。

①指定校求人に応募していない者。

②公開求人の求人者が併願者の応募を不可としている求人票に応募していない者。

③いずれかの求人票に応募し、採用が内定していない者。

(3) 採用選考の実施及び、選考結果の通知は速やかにお願いいたします。面接の実施形態については、対面での実施を基本としていただき、オンラインでの実施が必要な場合には必ず学校と相談の上、決定をしてください。

なお、単願・併願のみをもって採用選考の判断基準とされないようお願いいたします。

(4) 応募に必要な近畿高等学校統一用紙「履歴書」の作成方法は、パソコン等で作成することを可能としているため、作成の方法によって不利益な取扱いを行わないようお願いいたします。また、作成にあたって、各校の指導方針に基づいて生徒が作成しておりますので、求人を出される際に求人者が履歴書の作成方法を指定されないこととなっておりますので、ご承知おきください。

なお、いずれの方法で作成する場合であっても署名については自筆となります。

(5) 内定通知を受けた生徒は、内定の承諾について学校を通じて連絡することとしております。

なお、2社から内定を受けた生徒は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退の通知を、速やかに学校を通じて行います。

また、求人数を上回る採用内定を出された場合においても、内定の承諾があった生徒全員を雇用していただきます。

令和8年2月

大阪労働局

大阪府教育庁

令和7・8年度における新規高卒者の応募・推薦に係る取扱いについて

～大阪府高等学校就職問題検討会議における検討結果～

高校生活から職業生活への移行について実態を把握し、課題を明らかにするための調査や新規高卒者の就職支援対策等について検討を行ってきた文部科学省と厚生労働省共同による「高校生の職業生活の移行に関する調査研究会」の最終報告を踏まえ、大阪府高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）を設置しているところですが、令和7・8年度における新規高卒者の求人・求職・就職に係る取扱いについて、次のとおり申し合わせを行いました。

[大阪府高等学校就職問題検討会議]

大阪府教育庁、堺市教育委員会、大阪府高等学校進路指導研究会、大阪私立高等学校進路指導研究会、都市立高等学校長会、大阪府商工労働部、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、大阪府中小企業団体中央会、一般社団法人大阪府雇用開発協会、大阪労働局

◆令和7・8年度における新規高卒者の応募・推薦に係る取扱いについて◆

1 複数応募の開始時期等について

- 令和7・8年9月16日の選考開始日以降1人2社までとする。

2 複数応募が可能な求人について

- 指定校求人以外の公開求人とするが、求人者が併願者の応募を可とする求人に限る。

3 複数応募が可能な生徒について

- 指定校求人に応募していない者。
- 公開求人の求人者が併願者の応募を不可としている求人票に応募していない者。
- 応募時点において、採用が内定していない者。

4 採用選考等について

- 求人者は学校を通じて生徒から応募があった場合、速やかに採用選考を行うこと。また、選考結果についても速やかに学校を通じて生徒に通知すること。面接の実施形態については、対面での実施を基本とし、オンラインでの実施が必要な場合には必ず学校と相談の上、決定すること。
- 求人者は求人数を上回る採用内定を出した場合でも内定の承諾があった内定者全員を雇用すること。
- 求人者は単願・併願のみをもって採用選考の判断基準としないこと。

5 応募書類の受け取りについて

- 履歴書の作成方法については、各校の指導方針に基づいて生徒が作成しているため、事業所のほうで履歴書の作成方法（手書きまたはPC入力）を指定しないこと。

5-6 生徒の意思表示について

- 生徒は内定通知受領後、速やかに内定の承諾について学校を通じて求人者へ通知すること。なお、2社から内定を受けた場合は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退の通知を、速やかに学校を通じて行うこと。

事業主の皆様へ

令和~~8~~9年3月新規高等学校卒業予定者の 「応募前職場見学会」・「応募・推薦の取扱い」について

新規高卒者の採用につきまして、格別のご配慮をいただきお礼申し上げます。

さて、大阪府内におきましては、就職希望者が応募する前に職場を見学し、業務内容等を理解した上で、応募先事業所を選定できるよう「応募前職場見学会」を実施しております。

また、選考開始日につきましては、令和~~7~~8年9月16日（応募書類の提出は9月5日）以降となっております。

公正な採用選考の観点から、下記にご留意の上、高校生の採用にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、初めて新規高卒者の採用を検討される事業主の皆様など、ご不明な点がございましたら管轄ハローワークまでご相談ください。

記

1 応募前職場見学について

(1) 応募前職場見学会(以下「職場見学」という。)は、就職希望者が応募先事業所を決定するにあたり、実際の業務内容や職場の雰囲気等について理解をした上で応募できるよう、事業所と高等学校との協力のもと実施されることとなっております。

(2) 職場見学の受入れをしていただく場合、事前打合せを行うため当該高等学校より連絡があります。

なお、可能な限り職場見学の受入れ日について、特定日を指定してください。また、学校行事等の都合により参加できないこともありますので、7月下旬以降に予備日も含めた複数の日を指定いただきますようお願いいたします。

(3) 受入れの可否については、求人申込書の「応募前職場見学」欄の「可・否」のいずれかを選択いただきます。

- ・「可」で随時受入れ可能な場合については、「随時」を選択してください。
- ・「可」で特定日を指定いただける場合は「補足事項欄参照」を選択し、「応募前職場見学実施予定表」（以下「実施予定表」という。）(様式16号)を添付していただきます。
- ・受入れが「否」・「可（随時）」の場合については、「実施予定表」の添付は必要ありません。

(4) 「職場見学」は採用選考ではありませんので、本人への質問やアンケート等を行わないようにしてください。また、参加生徒の名前等の個人情報は聴取しないでください（安全衛生及びセキュリティ上必要のある場合を除く。なお、生徒があいさつとして、学校名・名前を名乗る場合がありますが、採用選考の材料としないでください。）。

学校等に関する質問は、別途学校にお問い合わせください。

なお、見学者からの質問はできるだけ回答いただきますようお願いいたします。

(5) 見学者は高校生であり、未体験の職場を見学するにあたり、極度に緊張していることもありますので、「職場見学」での言動でもって採用選考の結果が左右されることのないよう、また、日程の都合等で参加できなかった者が応募した際、そのことが理由で採用選考の結果が左右されることのないようお願いいたします。

また、「職場見学」の実施においては、人事担当者のみならず、当日の説明担当者に対しても「事前選考」に繋がらないよう、応募前職場見学の趣旨について周知をお願いいたします。

2 応募・推薦の取扱いについて

選考開始日である令和7-8年9月16日から1人2社までの複数応募・推薦を可能としております。

ただし、求人者の意向を考慮し、求人者が1人1社での応募・推薦を希望する求人については、複数応募・推薦はできないこととなっており、複数応募・推薦の可否について、管轄ハローワークより確認させていただきます。

(1) 併願者の応募を可能とする場合は、原則として全国公開となります。

(2) 複数応募が可能な生徒は、以下のいずれにもあたる生徒です。

①指定校求人に応募していない者。

②公開求人の求人者が併願者の応募を不可としている求人票に応募していない者。

③いずれかの求人票に応募し、採用が内定していない者。

(3) 採用選考の実施及び、選考結果の通知は速やかにお願いいたします。**面接の実施形態については、対面での実施を基本としていただき、オンラインでの実施が必要な場合には必ず学校と相談の上、決定をしてください。**

なお、単願・併願のみをもって採用選考の判断基準とされないようお願いいたします。

(4) 応募に必要な近畿高等学校統一用紙「履歴書」の作成方法は、パソコン等で作成することを可能としているため、作成の方法によって不利益な取扱いを行わないようお願いいたします。また、作成にあたって、各校の指導方針に基づいて生徒が作成しておりますので、求人を出される際に求人者が履歴書の作成方法を指定されないこととなっておりますので、ご承知おきください。

なお、いずれの方法で作成する場合であっても署名については自筆となります。

(5) 内定通知を受けた生徒は、内定の承諾について学校を通じて連絡することとしております。

なお、2社から内定を受けた生徒は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退の通知を、速やかに学校を通じて行います。

また、求人数を上回る採用内定を出された場合においても、内定の承諾があった生徒全員を雇用していただきます。

令和7-8年2月

大阪労働局

大阪府教育庁